

川越市教育委員会第15回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成28年3月22日 午後3時
- 3 閉 会 平成28年3月22日 午後5時
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長野口昭彦、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合 俊也、文化財保護課長下 薫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、都市景観課長大澤 健

8 前回会議録の承認

平成27年度第13回定例会会議録及び第14回臨時会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第50号 川越市教育委員会職員人事について

(非公開)

日程第2議案第51号 川越市障害を理由とする差別の解消に関する職員対応規程を定める訓令を定めることについて

教育総務課長

制定の趣旨であるが、障害を理由とする差別の解消に関する法律の施行に伴い、障害を理由とする差別の解消に向けた取組に関し、職員が適切に対応するため、職員対応規程を整備するものである。なお、本規程については、市全体の取組として推進する必要があるため、市長部局と教育委員会の共同訓令として整備するものである。

次に制定の概要であるが、障害を理由とする差別の解消に向けた取組に関し、職員が適切に対応するため必要な事項について定めようとするものである。対象範囲については、本市の職員及び市立学校の教職員が対象となる。

具体的な内容については、職員対応規程を制定する趣旨、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、所属長の責務、相談体制の整備、職員への研修及び啓発について規定するものであり、施行期日は平成28年4月1日からとしようとするものである。

委員

本規程の第2条で規定されている障害者とは、どういった者であるか伺いたい。

教育総務課長

本規程の第2条の障害者とは、障害を理由とする差別の解消に関する法律第2条第1号において定義されている内容と同じ内容であり、同法第2条第1号では、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されている。

委員

本人からの申出により規程の対象者として認められるのか伺いたい。

教育総務課長

本人からの申出により規程の対象者として認められれば、合理的配慮が必要であると考えている。

委員

本規程の中で合理的配慮という表現が使われているが、具体的な内容について伺いたい。

教育総務課長

合理的配慮とは、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための取組である。具体的な例でいえば、障害のある方の特性に応じて座席を決めたり、窓口における事務手続の際に職員等が必要書類の代読や本人の意思確認を適切に実施したうえで代筆を行う等の柔軟な対応を行うことが事例として挙げられている。

委員

本規程の第4条第2項において、「所属長は、職員による不当な差別的取扱いをされたこと及び合理的配慮がされないことに関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。」と規定されているが、どういった内容であるか伺いたい。

教育総務課長

第4条第2項において所属長の責務として、「迅速かつ適切に対処しなければならない。」と規定されているが、職員による不当な差別的取扱い等があった場合には、第5条で規定している相談窓口等に対応することになると考えている。

委員

規定を整備することとなった理由について伺いたい。

教育総務課長

平成27年2月24日に障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が

閣議決定され、これにより国や市などの公共団体は、法の施行にあわせて留意事項と対応要領の策定義務が課された。そのため、本市でも必要な規定の整備を行ったものである。

委員

職員に対する研修は、どのように行っていくのか伺いたい。

教育総務課長

職員に対する研修については、教育関係職員に対する研修は教育センター、職員に対する研修については、職員課や障害者福祉課が中心になって行っていくが、具体的な内容については現在、検討を進めているところである。なお、職員向けの説明会を平成28年3月末に行う予定である。

委員

職員に対する啓蒙が重要となるため、研修の充実を図ってほしい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第52号 川越市指定文化財を指定することについて

文化財保護課長

平成28年3月2日に開催した川越市文化財保護審議会において指定する旨を建議された1件について、新たに市指定文化財として指定しようとするものである。

文化財の名称は、「小杉権次郎氏収集文書」である。「小杉権次郎氏収集文書」は、総点数が382点あり、ほとんどが江戸期のもので一部が明治・大正期の古文書である。小杉家に伝来したものではなく、明治40年代に市内で医院を開業した小杉権次郎氏が個人的に収集したもので、大変貴重な史料が揃っている。主なものとして「嘉永七年十組連名帳」、「喜多町名主水村家文書」、「幕府勘定奉行所文書」などがあり、町方のみならず藩政に係る文書まで川越に関わる古文書が幅広く収集されている。中でも喜多町名主水村家の「御用日記」は、藩役所からの達しや町からの願書などを名主が書き留めた御用留で、文政7年(1824年)から慶応3年(1867年)までの約40年のほぼ毎年の分が揃っており、町方の御用留がこれだけ揃っているのは、例を見ないものである。なお、指定年月日は、平成28年3月23日としようとするものである。

委員

指定された場合の効果について伺いたい。また、指定されることで川越の歴史に関する新しい発見があったのか伺いたい。

文化財保護課長

指定されることで文書の価値が理解される効果がある。この文書は、博物館が管理しており、「水村家文書」については、博物館にてボランティアが古文書の解読をしている。なお、解読された内容については、平成28年3月に一部ではあるが公表される予定になっている。これにより川越の町の歴史が新たな側面から理解さ

れるものと考えている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第53号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて

都市景観課長

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき、伝統的建造物として新たに1件の追加をしようとするものである。伝統的建造物として特定しようとするものは、市ノ川家住宅主屋の1件であり、川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更しようとするものである。

新たに追加する市ノ川家住宅主屋の所在地は、川越市元町2丁目1番地33であり、川越まつり会館の南側に隣接し、伝統的建造物群の基調をなしている町家様式の真壁造り町家で保存地区の重要な景観の構成要素となっている。建築年は、明治26年の川越大火以後の明治後期頃と推測される。外観は、部分的に改修されているが、屋根や外壁の一部にササラ子下見板張りが確認されるなど、建築当初の特徴をよく表している建造物である。

委員

伝建地区内には他にも特定されていない建造物があるが、新たに特定する候補があるのか伺いたい。

都市景観課長

平成27年度にも保存対策調査を行っており、市ノ川家住宅主屋のような町家は他にもある。

委員

調査した町家については、今後、どのように進めていくのか伺いたい。

都市景観課長

建造物の所有者と意向調整を図っている状況である。

委員

新たに特定される候補は、何件ぐらいあるのか伺いたい。

都市景観課長 今回の市ノ川家住宅主屋と同じ真壁造りの町家については、20件程あるが所有者との意向を調整しながら、調査した上で特定していきたいと考えている。

委員

伝建地区以外にも町家は多くあると思うが、どの程度町家があるのか伺いたい。

都市景観課長

以前に本市の中心市街地における建造物について調査を行ったことがあるが、その調査結果に基づいて真壁造りの町家建造物は、50件以上あると思われる。

委員

それらの町家について市は、どのように進めていこうと考えているのか伺いたい。

都市景観課長

伝建地区以外の町家については、景観重要建造物の指定を進めていきながら、保存・活用を図っていきたいと考えている。

委員

伝統的建造物の特定については、所有者からの申出に基づくものであるのか伺いたい。

都市景観課長

市から所有者に対して保存調査を働きかけ、調査を実施していく中で建造物に関する価値を説明し、所有者に建物の価値を理解してもらい特定していく場合と、所有者から市に働きかけがあり、調査をして建造物の価値を確認し、特定していく場合の2通りが考えられる。

委員

看板が目立つ印象があるが、特定後に改修される予定があるのか伺いたい。

都市景観課長

現在、飲食店を営んでおり、開業にあわせて看板を改修した経緯がある。今後の建物の改修にあわせて町並みに調和するような看板となるよう調整していきたいと考えている。

委員

今後の特定がどの程度あるのか、可能であれば把握できるようにお願いしたい。

また、伝建地区内における照明や色の規制などについて基準があるのか伺いたい。

都市景観課長

伝建地区内において今後、新たに特定される建造物があるか調査を行っており、おおよその件数は把握している。しかし、特定にあたっては所有者の意向が重要となるため、所有者との意向調整を図っているところである。次に伝建地区内においては、建造物等の改修にあたり基準が定められており、建物の高さや屋根の勾配、建物等の色などについても決まりがあり、その基準により調整を図りながら、町並みの保存を行っている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第54号 川越市立南古谷小学校増築工事請負契約の変更について

(非公開)

10 報告事項

- (1) 川越市女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）の策定について

教育総務課長

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が、平成2

7年8月28日に成立したことに伴い、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられた。そのため、本市においても各部局が統一的に取り組む必要があることから、平成27年9月25日付で閣議決定された国の基本方針を参酌し、各部局連名で本計画を平成28年3月に策定したものである。

なお、女性活躍推進法が平成37年までの時限立法となっていることから、5年間ごとの行動計画を策定し、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする「川越市女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（前期計画）」を策定したものである。

本計画の内容については、「1 はじめに」、「2 計画期間」、「3 現状と課題」、「4 数値目標と目標達成までの取組」の4章から構成されている。国の基本方針では、女性職員の活躍状況を把握し、改善すべき事情について5つの観点を掲げているが、本計画の策定にあたり、より身近で密接な課題といえる「仕事と家庭の両立の推進」の観点から現状の分析を行った。「仕事と家庭の両立の推進」の観点から、現状を把握し、分析した結果、女性職員の活躍のための重要4課題を整理し、改善するための目標として、4つの目標と取組内容を掲載している。なお、今後の予定については、各職員へ周知し、取り組むことになっている。

委員

出産休暇や育児休暇に入った職員が職場復帰する割合について伺いたい。

教育総務課長

出産休暇及び育児休暇を取得した職員は、ほぼ全員が職場復帰している。

委員

民間企業と比較して市の職員が職場復帰する割合は高いと感じる。職場復帰にあたり問題となるのが、復職後の環境変化であるため、復帰する職員に対する支援の充実を図ってほしい。

(2) 川越市立南古谷小学校増築工事に伴う地質調査業務委託等について

副部長兼教育財務課長

今回の報告は、平成27年9月30日に議決された川越市立南古谷小学校増築工事に伴う、地質調査業務委託の追加について、平成28年1月29日に川越市議会へ報告した内容及び平成28年3月8日に開催された川越市議会文化教育常任委員会へ報告した内容について報告するものである。

始めに「川越市立南古谷小学校増築工事に伴う地質調査業務委託の追加について」であるが、現在施工中の川越市立南古谷小学校増築工事において杭工事を行ったところ、予定していた長さの杭では、支持層まで到達しない箇所が部分的に発見された。そのため工事を中断し、平成28年2月上旬にボーリング調査を追加で実施することについて川越市議会に報告したものである。

次に「川越市立南古谷小学校増築工事に伴う地質調査業務委託等の結果について」であるが、平成28年第2回定例会（3月議会）文化教育常任委員会に報告した内容である。内容は、ボーリング調査をした結果、当初予定していた深さよりも約5メートル深い位置に支持層があることが判明したため、調査結果に基づき、再度構造設計を行った結果、一部の杭について延長する必要があることが判明した。そのため、契約金額及び工期について変更する必要があることを川越市議会文化教育常任委員会に報告したものである。

(3) 川越市小・中学生学力向上プランについて

副部長兼教育指導課長

本プランは、本市の小・中学校と教育委員会が目指す方向性を明確にし、市全体の教育力を高めるために策定し、3年目を迎えるところである。本プランが目指す児童像は、「志を高くもち、自ら学び考え行動する子ども」であり、これを踏まえて学力向上に向けた教育委員会としての施策等を掲載している。

なお、平成28年度版の内容について基本的な部分に大きな変更はないが、第二次川越市教育振興基本計画の内容を踏まえたものになるよう、一部変更を加えている。また、掲載ページ数を増やし、学力のとらえ方や学力調査の分析、さらには授業実践例をより見やすいものとなるように配慮し、掲載している。

今後は、本プランを1つの指標として、教育委員会と各学校が「知・徳・体」の調和のとれた教育活動を体系的に展開し、本市の教育活動の一層の充実を図っていく。

委員

授業実践例を掲載しているようだが、全ての教科が掲載されているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学力向上プランに掲載している授業実践例は、小学校の算数のみ掲載している。これは、思考力・判断力・表現力を伸ばす取組として、どの教科においても活用できる内容である。今後は、他の教科についても掲載していく予定である。

委員

計画を実施した結果を踏まえ、どのように計画の見直しをしていくのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

本計画は策定して3年目となるため、見直しの必要性を認識している。そのため、学力向上対策検討会議において今までの結果を分析し、見直しを図ってきたところである。その見直しの1つが、学力のとらえ方である。学力のとらえ方を「学ぶ力」、「学ぼうとする力」、「学んだ力」という3つの側面から整理している。こうして学力のとらえ方を明確化することにより、この点を踏まえた取組とし、「学力向上に向けた主な取組と検証方法」としてまとめ、学力・学習状況の検証方法を学力の3つの側面ごとに示している。この内容を各学校に示すにあたり、各学校で

は課題に応じてどの内容を重視していくか取組目標を決め、1年間の取組をした結果を報告し、検証をしていきたいと考えている。

委員

本プランの内容を各学校の教員に浸透させるため、具体的にどのような取組をしているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

学力向上担当者を対象とした研修会や研修主任を対象とした研修会、教頭研修の機会を通して学力向上プランの内容を説明している。また、研修会等で提案された意見等については、各学校に持ち帰り、各学校の課題として取り組んでいるところである。今後は、4月当初の教員研修において本プランの内容を説明する機会を持つよう各学校に依頼しているところである。なお、平成28年度からの内容については、各校長に今後説明していく予定になっている。

委員

各学校の取組結果について第三者による評価を行っているのか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

現時点では、第三者による評価は行っていない。毎年12月には、学校評価を行っており、学力についても保護者に意見を求め、その結果を公表している。その他にも学校だより等で学力に関する内容について公表している。

(4) 第三次川越市子ども読書活動推進計画について

副部長兼教育指導課長

平成13年12月に子どもの読書活動に関する基本理念を定めた「子ども読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成25年5月には、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第三次計画）が策定された。これを受け、埼玉県では、平成26年7月に「埼玉県子供読書活動推進計画」（第三次計画）が策定された。

本市においても学校等の教育現場における子どもの読書活動のさらなる推進を図るため、教育関係者等の指針として「第三次川越市子ども読書活動推進計画」を策定した。主な内容は、1点目が家庭・地域・学校における子どもが読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実、2点目が子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進、3点目が子どもが読書に親しむための推進体制の整備である。今後は、この第三次計画に基づき、次代を担う心豊かな子どもを育成するため、子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努める。

委員

子どもの読書離れの現状について伺いたい。

副部長兼教育指導課長

平成25年4月に県教育委員会より公表された内容では、1箇月の間に全く本を

読まない児童・生徒の割合は、小学校6年生では約11.8%、中学校3年生では約23.4%となっている。

委員

市立図書館における児童図書貸出冊数は、平成23年度をピークに下がっているが、今後、どのように対応していくのか伺いたい。

中央図書館長

児童図書については、保護者が借りる場合が多いため、今後の見通しについても推測できない状況である。

委員

今後は、保護者への取組が求められており、保護者への取組が充実されることで市立図書館における児童図書貸出冊数の増加につながっていくと思うが、その点、どのように考えているか伺いたい。

中央図書館長

その通りである。中央図書館でも保護者に対する取組として、おはなし会や読み聞かせ等を行っているが、今後も読書の重要性について保護者に伝える必要があると考えている。

委員

今後も保護者に対する取組を継続してもらいたい。

委員

現在も読書感想文の取組は、学校で行っているのか。

副部長兼教育指導課長

現在も読書感想文の取組を行っているが、1番多い取組は、夏季休業中における読書感想文の取組である。

委員

優秀作品をまとめた文集を作成しているのか確認したい。

副部長兼教育指導課長

毎年度、作成している。

委員

児童・生徒にとっても励みになるため、今後も継続してもらいたい。

委員

ボランティアによる本の読み聞かせについては、市内の小中学校でどの程度、実施しているか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

多くの小学校において実施していると認識している。また、中学校では地域の方に関わってもらいブックトークという本の紹介を取り入れながら、読書活動の推進を図っている。

委員

市立全小・中学校へのコンピューター導入によるデータベース化の促進については、どのように取り組んでいるか伺いたい。

副部長兼教育指導課長

全ての学校図書館の図書についてデータベース化を行っている。

委員

本計画は、誰を対象にした計画になっているのか。

副部長兼教育指導課長

学校の教職員等が活用する内容となっている。

委員

もう少し読みやすくなるような工夫をしてもらいたい。

副部長兼教育指導課長

今後は、概要版の作成についても検討していきたいと考えている。

委員

子どものアイデンティティーの育成には、読み聞かせやストーリーテリングは、大変有効であると思う。読み聞かせやストーリーテリングは技術が必要であると思うが、読み聞かせ等のボランティアに対する研修は、年間何回程度行っているのか伺いたい。

中央図書館

中央図書館では、読み聞かせボランティアが職員と一緒に読み聞かせ等を行っており、不定期で研修を行っている。

(5) 平成28年度日本遺産認定の申請について

文化財保護課長

平成28年3月8日の川越市議会文化教育常任委員会で報告した内容について報告する。

始めに日本遺産申請までの概要であるが、日本遺産は、各地域に存在する有形、無形の文化財を含んだ歴史的なストーリーを国内外に発信することにより、観光振興や地域活性化につなげようとするものである。本市としては、江戸時代の川越藩によるまちづくりの実績と現在に残る遺産に着目し、川越藩に深い関わりを持つ、三芳町と新座市を構成自治体とするストーリーを構成し、平成28年2月12日に埼玉県を通じて国に申請した。今後、日本遺産の申請内容は、文化庁の日本遺産審査委員会によって審議され、平成28年4月中には、結果が申請自治体へ報告される予定である。

文化庁へ提出した申請書の概要であるが、タイトルは「武蔵野を拓く！江戸に最も近い川越藩の挑戦」である。次に申請したストーリーの概要であるが、川越藩主となった松平信綱は、城下町の整備を進め、その後、野火止用水を引くなどし、原

野だった武蔵野台地を開発した。循環型農業による食糧増産は、後の藩主である柳沢吉保にも引き継がれ、三富新田を開発した。現在残されている武蔵野の雑木林は、このような過程で形成されたものである。そして、収穫された農作物は新河岸川舟運などで大消費地である江戸に送られ、川越は物資の集散地として繁栄した。その当時の名残も見ることができるという内容である。

委員

日本遺産に認定されると国の補助金が受けられるのか確認したい。

文化財保護課長

国の補助金については、ソフト事業に対する100%の補助金があり、具体的には、パンフレットの作成、のぼり旗の作成、シンポジウムの開催等に関する費用が補助対象となる。

教育総務部長

日本遺産は、点在する文化財を含んだ地域のストーリーである。このような歴史的なストーリーがあるため、観光に来てもらい地域振興に役立てようとするものである。

委員

民間の旅行代理店が観光ツアーを販売する可能性もあるのか伺いたい。

教育総務部長

本市の場合、新座市と三芳町と共同で申請しているが、認定された場合、一体となった新たな観光ルートが生まれることにより地域振興につながる可能性もあると考える。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第50号は人事に関する情報であり、議案第54号は意思決定過程における情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第50号は、関係理事者（教育総務部長、教育総務課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (2) 議案第50号は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (3) 議案第53号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課長の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (4) 会議録署名委員として、原田委員、長井委員が指名された。
- (5) 次回教育委員会は平成28年4月22日（金）午後2時開催に決定した。